

2017年度  
民事訴訟法講義  
秋学期 第6回  
関西大学法学部教授  
栗田 隆

事実の認定

1. 自由心証主義
2. 証明責任
3. 証明が困難な事案への対応
4. 弁論の終結

# 自由心証主義（247条） ⇔ 法定証拠主義

---

- 裁判官は、次の資料に基づいて、自由な心証により、当事者の主張の真否を判断することができる。
  1. 証拠調べの結果
  2. 弁論の全趣旨
  3. 顕著な事実
- 裁判官の心証形成は恣意的であってはならず、経験法則や論理法則にしたがった合理的なものでなければならない。これに反する事実認定は上告審を拘束しない（321条1項参照）。

# 自由心証主義の具体的内容

---

- 証明（合理的疑いを差し挟まない程度の確信）の必要
- 間接事実による主要事実の推認（経験則の利用）の許容
- 事実認定の資料 弁論の全趣旨、証拠調べの結果、顕著な事実（179条）
- 証拠について
  1. 証拠共通
  2. 証拠方法・証拠能力の原則的肯定      たとえば、伝聞証拠も許され、証明力の問題として扱われる
  3. 証拠の証明力の自由評価

# 例外としての証拠方法の制限

---

- 手続を確実におこなうための制限
  1. 代理人の訴訟代理権限（規則15条・23条）
  2. 口頭弁論の方式の遵守（160条3項）
- 手続の迅速性・簡易性に基づく制限
  1. 疎明
  2. 手形訴訟・小切手訴訟・少額訴訟（352条1項・367条2項・371条）
- 違法性の高い方法で収集された証拠方法の制限
  1. 無断録音の許容性は状況による
- 証拠制限契約による制限

# 経験則による推認と間接反証

要証事実

Aが2010年7月7日時点で死亡していること

経験則

120歳まで生きる者はほとんどいない

Aは1890年7月7日生まれである

60歳のときに糖尿病に罹った

本証のための間接事実  
証明が必要

本証を動揺させる

Aが2010年5月5日に生存していることをBが目撃している

両立可能

反証のための間接事実  
であるが、証明が必要

# 自由心証主義が尽きた時に、証明責任の作用が始まる

---

- 裁判所が事実の存否を確信できないときでも、法的判断をする必要がある。
- 事実の存否不明という客観的状況に対応できるように立法時に決まっている責任であり、弁論主義とは関わりなしに妥当する責任である。客観的証明責任（確定責任）ともいう。

# 証明責任の分配を表現する立法技術 法律要件分類説

---

- 出発点となる基本命題： 法規はその要件事実の存在が証明されたときにのみ適用されるとの原則（法規不適用の原則）を前提に法規範を定めると、立法者は、法規範の構成を通して証明責任を分配することができる。
- 私法法規は、この考えを前提にして作られている。

# 少しだけ違う2つの説明

---

- 伝統的な多数説は、法規不適用の結果生ずる不利益が証明責任であると説明する。
- 比較的最近の有力説は、主要事実の存在又は不存在を定める規範が存在するべきであり、その規範の適用の結果、法規の適用・不適用が定まると考えた上で、その規範を証明責任規範と呼び、その適用により一方当事者に生ずる不利益（事実が存在する又は存在しないと定められる不利益）を証明責任と呼ぶ。



# 法規範の分類

規範の分類		要件事実について証明責任を負う者
権利根拠規定 (拠権規定)	権利の発生を定める規定	権利主張者
権利障害規定 (障権規定)	権利の不発生を定める規定	権利を争う者
権利消滅規定 (滅権規定)	権利の消滅を定める規定	
権利阻止規定 (阻権規定)	同時履行の抗弁のような権利行使の阻止を定める規定。	

# 例

---

## 民200条

1. 1項 権利根拠規定
2. 2項本文 権利障害規定
3. 2項ただし書 権利障害規定の例外

特許法29条は、次のように解される

- 本文 特許権付与の根拠規定
- 本文中の「次に掲げる場合を除き」 障害規定 その

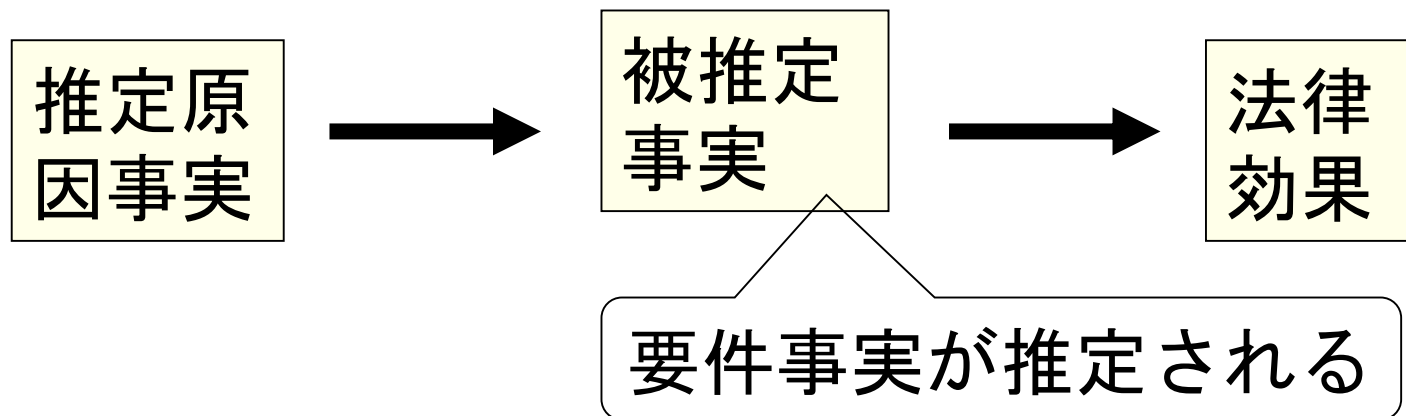
# 法律上の推定

---

- 法律上の推定という方法も、証明責任の分配の表現技術として用いられる。
- 法律上の推定は、ある事実から主要事実ないし権利を推定することを法規が定めている場合を指す。

# 事実推定

---



例

- 破産法15条2項      要件要素（抽象的事実）
- 民法186条2項      具体的事実

# 権利推定

---



## 例

1. 民法188条
2. 民法229条（境界線上の物の共有推定）

権利関係からその属性を推定する場合もある

- 民法250条（共有持分の推定）

# 暫定真実

- 民法186条1項「占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。」
- 民法162条1項「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」
- ✓ 186条1項を前提事実が規定されていない推定規定と理解して、暫定真実を定めた規定という。
- ✓ しかし、「占有者は、」の部分で「ある者が物を占有しているならば、その者は」と読み替えれば、「物を占有している」ことが前提事実になる。

## 暫定真実（続）

---

- 162条1項で、推定規定（186条1項）の推定原因事実（占有）と被推定事実（所有の意思、平穩、公然）の双方が要件になっていることが重要。
- ただし書への書換え
  1. 「aならばbと推定する。」
  2. 「a, bならば、法律効果Rが生ずる。」
  - 「aならば、法律効果Rが生ずる。ただし、bでないときは、この限りでない。」

# 損害の算定の基礎となる事実の主張・立証

---

- 建物が他人の放火で焼失し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、建物の中にあった動産の損害額の証明は、原告が、個別に品名をあげ、購入時期・購入価額を明らかにすることにより、現在の価額の算定に必要な事実を主張・証明するのが本来である。
- しかし、主要な動産については可能であるとしても、全部についてすることは極めて困難である。



## 立証の困難からの救済（248条）

---

- このような場合には、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。
- ✓ 民訴248条にならって、同趣旨の規定が平成11年法律38号により特許法105条の3に新設された（実用新案30条、意匠41条、商標39条により準用されている）。

## 248条の適用要件

---

1. 損害が生じたことが認められる場合であること
  - ✓ 不当利得には適用されない
2. 損害の性質上その額を立証することが極めて困難であること

### 適用される場合－3つの類型

- 損害額の算定の基礎となる事実の証明が困難な場合
- 損害額を推計的評価方法で算定せざるをえない場合
- 合理的な推計方法を見いだすことができない場合

# その他

---

- 事案解明義務
- 証明妨害
  1. 証拠評価説（自由心証説）
  2. 証明度軽減説
  3. 証明責任轉換説
  4. 多元説
- 証明妨害に関する規定 208条・224条・232条

# 弁論の終結（243条）

---

口頭弁論=判決の基礎資料の収集

口頭弁論の終結

- 判決の基礎資料の収集の終了
- 既判力の標準時となる

判決原本の作成

判決の言渡し

# 口頭弁論の終結

---

- 口頭弁論が終結すると、それまでに口頭弁論に現れた資料のみが判決の基礎資料になる。
- 原則 「訴訟が裁判をなすに熟したとき」に終結する。
  1. 新たに提出する攻撃防御方法がないとき
  2. 新たに提出される攻撃防御方法が裁判を左右するものでないとき
- 例外 当事者が訴訟追行に熱心でない場合の特則（244条）

# 当事者が期日を懈怠する場合の特則（244条）

- 当事者が口頭弁論の期日に出頭しない又は弁論をせずに退廷するときは、新たに提出する資料がないとの推定が可能である。
- 243条の意味で裁判をなすに熟していなくても、「審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは」、裁判所は、弁論を終結して、終局判決をなしうる。
- 当事者の一方のみの懈怠の場合には、相手方当事者からの申出が必要である。相手方に有利な判決が出されるとは限らないからである。

## 口頭弁論の再開 (153条)

---

- 裁判所は、必要な場合には弁論を再開することができる。
- 再開するか否かは、裁判所の裁量に属する（最高裁判所昭和40年2月2日第3小法廷判決。
- ✓ 当事者に申立権は認められていない。もし認めれば、敗訴を予期する当事者（特に、証拠申出を却下された当事者）が際限なく弁論の再開申立てをしてくるであろう。